

国道 1 号四日市茂福電線共同溝 P F I 事業

事業契約締結について

国土交通省中部地方整備局は、国道 1 号四日市茂福電線共同溝 P F I 事業について、令和 7 年 3 月 1 9 日付けで事業契約を締結しましたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき公表します。

中部地方整備局長 佐藤 寿延

1. 公共施設等の名称及び立地

公共施設等の名称 国道 1 号四日市茂福電線共同溝

立地 一般国道 1 号（三重県四日市市茂福町～三重県四日市市羽津町地先）

2. 選定事業者の商号又は名称

商号又は名称 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社

3. 公共施設等の整備等の内容

電線共同溝（管路部・特殊部（地上機器を除く）・横断部）、歩道、道路附属物、車道の設計、工事、工事監理及び維持管理

4. 契約期間

令和 7 年 3 月 19 日～令和 36 年 3 月 31 日

5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

第 1 節 解除権等

（発注者の解除権）

第 7 5 条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 事業者に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき、事業者の取締役会で当該申立を決議したとき、又はこれらの手続が開始され

たとき。

二 事業者が解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき。

三 事業者が本事業の遂行を放棄し、30 日間以上当該状態が継続したとき。

四 事業者が電子交換所の取引停止処分を受けたとき。

五 事業者が、本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。

六 事業者の責めに帰すべき事由により、本契約上の事業者の義務の履行が不能となったとき。

七 本事業に関し、事業者若しくは選定企業のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は事業者若しくは選定企業のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が事業者又は選定企業に対し、独占禁止法第 7 条の 2 (独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下納付命令という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)

八 本事業に関し、納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が事業者若しくは選定企業のいずれか又は事業者若しくは選定企業のいずれかが構成事業者である事業者団体(本号及び次号において選定企業等という。)に対して行われたときは、選定企業等に対する命令で確定したものをいい、選定企業等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令のすべてが確定した場合における当該命令をいい、以下排除措置命令という。)において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

九 納付命令又は排除措置命令により選定企業等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者又は選定企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)中に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

十 本事業に関し、事業者又は選定企業のいずれかの役員又は使用人等について刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。

十一 事業者又は選定企業のいずれかが、基本協定書第 4 条第 4 項第 5 号に該当したとき。

十二 事業者が、正当な理由がなく、本契約に定める事業者の義務を履行せず、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

十三 事業者が、第 77 条によらないで本契約の解除を申し出たとき。

十四 要求水準を達成することができないとき。

十五 事業者、選定企業、再受任者、又は下請負人が、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、契約相手方が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)が実質的に経

営を支配する者又はこれに準ずる者であることを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

十六 前各号に掲げる場合のほか、事業者の責めに帰すべき事由により事業者が本契約に違反し、又は本契約上の事業者の重大な義務を不履行したとき。

2 発注者は、前項の場合において、本契約の全部を解除する代わりに本事業に係る事業者の本契約上の地位を、当該時点において発注者が選定した第三者（事業者に融資する者が選定し発注者が承諾した第三者を含む。）に譲渡させることができる。この場合において事業者は、発注者が被った損害を賠償しなければならない。

（発注者の任意による解除）

第76条 発注者は、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又はその他発注者が必要と認める場合には、180 日以上前に事業者にその理由を書面にて通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（事業者の解除権）

第77条 事業者は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本契約を解除することができる。

一 第38条により本件工事の中止期間が工期の10分の5を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合には、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後90日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

二 発注者が本契約に従って支払うべき事業費を、支払期限到来後60日を過ぎても支払わないとき。

三 発注者が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不能となったとき。

（法令等の変更等又は不可抗力による解除）

第78条 発注者は、法令等の変更等又は不可抗力により、次の各号の一に該当する事態に至った場合には、事業者との協議のうえ、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 事業者による本事業の継続が不能又は著しく困難なとき。

二 事業者が本事業を継続するために、発注者が過分の費用を負担するとき。

2 発注者は、前項の場合において、事業者と協議のうえ、本契約の全部を解除する代わりに事業者は、本事業に係る事業者の本契約上の地位を、当該時点において発注者が選定した第三者（事業者に融資する者が選定し発注者が承諾した第三者を含む。）に譲渡させることができる。

第2節 引渡日前における契約解除の効力

（事業者の責めに帰すべき事由による契約解除の効力）

第79条 発注者は、本契約の締結日から引渡日までの間に、第75条第1項各号のいずれかに

より本契約を解除する場合には、以下の各号の措置をとる。

- 一 発注者は、事業者に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
- 二 発注者は、工事中の本施設の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権を取得及び保持する。
- 三 発注者は、前号に定める所有権を保持した上で、当該出来形部分に相応する代金(これにかかる消費税等を含む)及びこれに係る再計算の利息に相当する金額を支払う。
- 四 発注者は、前号の支払金銭については、発注者の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、発注者は事業者に発生する合理的な金融費用を負担しなければならない。ア 発注者が定めた期日(ただし、令和 36 年 4 月 30 日を超えない。)までに一括して支払う。イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。
- 2 事業者は、前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合、本件工事費等の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 発注者から契約解除の通知を受けた場合
 - 二 事業者がその債務の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
 - 一 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人
 - 三 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 発注者は、第 2 項の場合において、第 9 条の保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することができる。なお、事業者が履行保証保険契約を締結している場合には、当該保険金請求権に設定した質権を実行することができる。
- 5 発注者は、第 2 項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。

(発注者の任意による又は発注者の責めに帰すべき事由による契約解除の効力)

- 第 80 条 事業者が、本契約の締結日から引渡日までの間に、第 77 条により本契約を解除する場合には、発注者に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
- 2 発注者は、本契約の締結日から引渡日までの間に第 76 条により本契約を解除した場合、又は前項の場合において、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - 一 発注者は、建設中の本施設の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権を取得及び保持する。
 - 二 発注者は、前号の所有権を保持した上で、当該出来形部分に相当する代金(これにかかる消

費税等を含む)及びこれに係る再計算の利息に相当する金額を支払う。

三 発注者は、前号の支払金銭については、発注者の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、発注者は事業者に発生する合理的な金融費用を負担しなければならない。当該費用の金額及び支払方法については、発注者が事業者と協議のうえ定める。

ア 発注者が定めた期日（ただし、令和 36 年 4 月 30 日を超えない。）までに一括して支払う。

イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

3 発注者は、前項に定める本契約の解除に関して事業者に発生する合理的な増加費用を負担しなければならない。事業者との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定める。

（法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力）

第 8 1 条 発注者は、本契約の締結日から引渡日までの間に、第 78 条第 1 項により本契約を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

一 発注者は、事業者に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

二 発注者は、建設中の本施設の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得及び保持する。

三 発注者は、前号の所有権を保持した上で、当該出来形部分に相応する代金（これにかかる消費税等を含む）及びこれに係る再計算の利息に相当する金額を支払う。

四 発注者は、前号の支払金銭については、発注者の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、発注者は事業者に発生する合理的な金融費用を負担しなければならない。当該費用の金額及び支払方法については、発注者が事業者と協議のうえ定める。

ア 発注者が定めた期日（ただし、令和 36 年 4 月 30 日を超えない。）までに一括して支払う。

イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して事業者に発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第 37 条第 4 項又は第 38 条第 3 項がそれぞれ適用され、その支払方法については発注者が事業者と協議のうえ定める。

第 3 節 本施設引渡し後における契約解除の効力

（事業者の責めに帰すべき事由による契約解除の効力）

第 8 2 条 発注者は、本施設の引渡し以降において、第 75 条第 1 項各号のいずれかにより本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

一 発注者は、事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契約の全部又は一部を解除する。

二 発注者は、本施設の所有権をすべて保持した上で、契約解除通知日における解約部分に相当する施設費の残額、これに係る直前の支払日から契約解除通知日までに生じた割賦手数料及び当該施設費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を支払う。

三 発注者は、契約解除通知日における、解約部分に相当する履行済みの維持管理費の未払額に相当する金額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

四 発注者は、第二号による金銭の支払については、発注者の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、発注者は事業者が発生する合理的な金融費用を負担しなければならない、当該費用の金額及び支払方法については、発注者が事業者と協議のうえ定める。

ア 発注者が定めた期日（ただし、令和 36 年 4 月 30 日を超えない。）までに一括して支払う。

イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

2 事業者は、前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合、本契約解除時点から当初の事業期間終了時点までに収受予定であった維持管理費及びその他の費用の各残額の 10 分の 1 の合計額に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 発注者から契約解除の通知を受けた場合

二 事業者がその債務の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

一 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 発注者は、前項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。

（発注者の任意による又は責めに帰すべき事由による契約解除の効力）

第 83 条 事業者は、本施設の引渡し以降において、第 77 条により本契約を解除する場合には、発注者に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

2 発注者は、本施設の引渡し以降において第 76 条により本契約の全部又は一部を解除した場合、又は前項の場合において、次の各号に掲げる措置をとる。

一 発注者は、本施設の所有権をすべて保持した上で、契約解除通知日における解約部分に相当する施設費の残額及びこれに係る直前の支払日から契約解除通知日までに生じた割賦手数料及び当該施設費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を支払う。

二 発注者は、契約解除通知日における、解約部分に相当する履行済みの維持管理費の未払額に相当する金額を、本契約解除時点から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

三 発注者は、第一号による金銭の支払については、発注者の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、発注者は事業者に発生する合理的な金融費用を負担しなければならない、当該費用の金額及び支払方法については、発注者が事業者と協議のうえ定める。

ア 発注者が定めた期日（ただし、令和 36 年 4 月 30 日を超えない。）までに一括して支払う。

イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

3 発注者は、前項に定める本契約の解除に関して事業者に発生する合理的な増加費用を負担しなければならない、事業者との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定める。

（法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力）

第 8 4 条 発注者は、本施設の引渡し以降において、第 78 条第 1 項により本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 発注者は、事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契約の全部又は一部を解除する。

二 発注者は、本施設の所有権をすべて保持した上で、契約解除通知日における解約部分に相当する施設費の残額、これに係る直前の支払日から契約解除通知日までに生じた割賦手数料及び当該施設費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を支払う。

三 発注者は、契約解除通知日における、解約部分に相当する履行済みの維持管理費の未払額に相当する金額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

四 発注者は、第二号による金銭の支払については、発注者の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、発注者は事業者に発生する合理的な金融費用を負担しなければならない、当該費用の金額及び支払方法については、発注者が事業者と協議のうえ定める。

ア 発注者が定めた期日（ただし、令和 36 年 4 月 30 日を超えない。）までに一括して支払う。

イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して事業者に発生する合理的な金融費用の負担に関しては、第 37 条第 4 項又は第 38 条第 3 項がそれぞれ適用され、その支払方法については発注者が事業者と協議のうえ定める。

6. 契約金額

2, 979, 056, 732 円（税込）

7. 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

(期間満了による終了)

第 8 5 条 本契約は、本契約において別途規定されている場合を除き、令和 36 年 3 月 31 日をもって終了する。

2 事業者は、前項に定める終了日の 1 年前までに、本契約別紙 4 に定めるところにより本事業の終了にかかる書類の提出及び報告を行い、発注者及び事業者は、前項に定める終了日において維持管理対象施設が要求水準書で定める水準を満たしていることを確認するための協議を開始する。

3 事業者は、前項に基づく協議及び前項により事業者が提出する本事業終了時までの維持管理対象施設の点検・補修に係る計画書に基づき、第 1 項に定める終了日において維持管理対象施設が要求水準を満たしていることを確保するために必要な措置を講じる。

(契約終了時の事務)

第 8 6 条 発注者は、理由の如何を問わず本契約が終了したときは、本契約の終了した日から 10 日以内に、事業対象区域又は本施設の現況を確認することができる。この場合において、事業対象区域又は本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときには、発注者は事業者に対してその修補を請求することができる。

2 事業者は、前項の請求を受けた場合は、自らの費用と責任において速やかに修補を行うとともに当該修補の完了後に速やかにその旨を発注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、当該通知を受領した日から 10 日以内に修補の完了の検査を行う。

3 事業者は、理由の如何を問わず本契約が終了したときは、事業対象区域又は本施設に、事業者又は選定企業が所有し、又は管理する材料、器具、仮設物その他の物件がある場合には、当該物件等を直ちに撤去するとともに原状回復を行い、発注者の確認を受けなければならない。

4 発注者は、前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件等の撤去をせず、又は原状回復を行わないときには、発注者が事業者に代わって当該物件等の処分又は原状回復を行うことができる。この場合において、事業者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 事業者は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合には、発注者又は発注者の指示する者に、本契約の終了に係る維持管理業務の必要な引き継ぎを合理的な範囲で行わなければならない。

6 本契約終了時の手続に関する諸費用及び事業者の清算に必要な費用等は、第 76 条又は第 77 条に係る本契約終了の場合を除き、すべて事業者が負担する。

(保全義務)

第 8 7 条 事業者は、契約解除の通知の日から本契約の解除に伴う引渡しまで又は前条第 5 項による維持管理業務の引継ぎ完了のときまで、本施設の出来形部分又は本施設について必要

な維持保全に努めなければならない。

（関係資料等の返還）

第 88 条 事業者は、理由の如何を問わず本契約を終了したときに、関係資料又は維持管理関連貸与図面等の貸与を受けている場合は、当該関係資料又は維持管理関連貸与図面等を発注者に返還しなければならない。

- 2 事業者は、前項の場合において、関係資料又は維持管理関連貸与図面等が事業者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

（関係書類の引渡し等）

第 89 条 事業者は、理由の如何を問わず本契約を終了したときは、設計図書等その他本事業に関し事業者が作成した一切の書類のうち、発注者が合理的に要求するものを、発注者に対して引き渡す。

- 2 発注者は、前項により事業者から引渡しを受けた設計図書等その他の書類について、本契約の存続の有無にかかわらず利用する権利及び権限を有する。